

VI. 外為法の輸入承認

バーゼル法が規制する貨物（特定有害廃棄物等）を輸入する者は、バーゼル法第8条第1項の規定に従い、外為法第52条の規定による経済産業大臣の輸入承認を受けなければなりません。輸入承認申請の内容は、輸出国からの通告内容と一致している必要があります。

申請に必要な書類、輸入承認の基準等は以下のとおりです。

輸入承認の申請

輸入承認の申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通
（33 ページ；参考 6-1 を参照）
- ② 輸入承認申請理由書（別紙1の様式によるもの） 1通
（37 ページ；参考 6-2 を参照）
- ③ 輸入契約書の原本及びその写し（※環境省における通告内容の確認に際し提出したもの） 各1通
- ④ 特定有害廃棄物等の輸入（⑤に該当する場合を除く。）の場合には、輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の原本及びその写し（※環境省における通告内容の確認に際し提出したもの） 各1通
- ⑤ 特定有害廃棄物等（OECD 省令に掲げる物に限る。）の OECD 加盟国からの輸入の場合には、当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の契約書（※環境省における通告内容の確認に際し提出したもの）、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては、当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の原本及びその写し 各1通
- ⑥ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の原本及びその写し 各1通
- ⑦ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可書の写し 1通
- ⑧ その他必要と認められる書類 [原則その写し1通]
例えば、以下の書類が必要となる場合があります（これ以外の書類が必要になることもありますのでご協力ください）。
イ 特別有効期間設定依頼書 （43 ページ；参考 6-3 を参照）

輸入承認の基準

輸入承認の申請は、以下の基準に該当する場合に限り承認されます。

- （1）OECD 加盟国からの輸入の場合（OECD 省令に掲げる物に限る。）

特定有害廃棄物等（OECD 省令に掲げる物に限る。）の輸入であって OECD 加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 当該特定有害廃棄物等の輸入に係る事前通告が我が国において受領されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
- ② 輸入される特定有害廃棄物等について、次の事項を満たしていること。
 - イ 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の書面による契約、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）
 - ロ 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法上の火薬類に該当する場合は、火薬類取締法第 19 条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物劇物取締法上の毒物・劇物に該当する場合は、毒物劇物取締法第 4 条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）
 - ハ その他必要な事項に適合していること。
- ③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(2) OECD 非加盟国からの輸入又は OECD 加盟国からの輸入であって OECD 省令に該当しない物の輸入の場合

特定有害廃棄物等（（1）に該当する場合を除く。）の輸入の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物であって、同法第 15 条の 4 の 5 の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 条約の非締約国からの輸入ではないこと。
- ② 当該特定有害廃棄物の輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
- ③ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足る理由がないものとして、次の事項を満たしていること。
 - イ 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。
 - ロ 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法上の火薬類に該当する場合は、火薬類取締法第 19 条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物劇物取締法上の毒物・劇物に該当する場合は、毒物劇物取締法第 4 条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）
 - ハ その他必要な事項に適合していること。
- ④ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

輸入承認の条件

輸入承認の申請が承認される場合は、次の条件が付されます。（輸入承認証の条件欄に記載されます。）

「通関前に経済産業大臣から「輸入移動書類」の交付を受けること。」

輸入承認後の環境省による輸出国への輸入同意回答

経済産業大臣による輸入承認後、承認内容に基づき、環境省から輸出国の権限ある当局に対し、当該特定有害廃棄物等の輸入に同意する旨の書面による回答を送付します。

輸出国からの実際の輸出は、当該回答を輸出国の権限ある当局が受領して以降に可能となります。

(参考) 輸入承認申請に必要な書類の様式と記入例

参考 6-1 : 輸入承認申請書 (様式と記入例)

別表第一
T 2010

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

輸入 (承認・割当) 申請書

申請者名 _____ 記名押印
又は署名 _____

住 所 _____ 資 格 _____

電話番号 _____ 申請年月日 _____

次の $\left[\begin{array}{l} \triangle \text{輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項} \\ \triangle \text{輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項} \end{array} \right]$ の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の番号等	2 商 品 名	3 型及び銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金 額)
					総額 (US\$)
備 考					

II 輸入割当て

※割当数量及び単位 (割当額)	※証明書番号 _____
	※期間満了日 _____

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項の規定に基づき、II の数量及び単位を 割り当てる ・ 割り当てない ・ 次の条件を付して割り当てる

※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定

上記「I 申請の明細」欄中

1	2			
---	---	--	--	--

 の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号

※承認番号 _____ ※延長後有効期間満了日 _____

※有効期間満了日 _____

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき 承認する ・ 承認しない ・ 次の条件を付して承認する

※条 件

経済産業大臣の記名押印 (輸入割当て)

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

経済産業大臣又は税関長の記名押印 (輸入の承認)

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

1 ※輸入承認状況（輸入割当て関係）

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量（金額）	未承認数量（金額）	経済産業省又は税関の記名押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通 関（輸入承認関係）

税関申告番号及び 申告年月日	商 品 名	送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認月日 及び税関押印

3 ※銀行等又は資金移動業者の記載欄（輸入承認関係）

送 金 年 月 日	金 額	銀行等又は資金移動業者確認印

- 注
- (1) ※印のある欄は、記入しないこと。
 - (2) 「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。
 - (3) 用紙の大きさは、A列4番とすること。
 - (4) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。

別表第一
T 2010

根拠法規	輸 入 貿 易 管 理 規 則
主務官庁	経 済 産 業 省



輸入（承認・割当）申請書

作成枚数
原本：2通

記名押印
申請者名 〇〇〇〇株式会社 又は署名 〇〇 〇〇 印
住 所 東京都〇〇区〇〇〇1-2-3 資 格 代表取締役社長
電話番号 03-××××-×××× 申請年月日 _____

次の △輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項
△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項 の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の 番号等	2 商 品 名	3 型及び銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金 額)
XXXX. XX (例) 7112. 91 7112. 99 7204. 29	〇〇〇〇 (例) 電子部品スクラッ ブ	〇〇	〇〇〇 (例) タイ王 国	〇〇〇 (例) タイ王国	XXX, XXXkg (例) 100, 000kg 総額(US\$)
備 考	申請する前に、必ず関税率表等で確認してください。 4桁又は6桁で記載のこと。				

II 輸入割当て

※割当数量及び単位（割当額）	注意点 ①輸入承認申請書は、両面印刷で作成すること。 ②代表者の押印を忘れないこと。 ③申請書に記入しきれない場合は、詳細は別紙に記入すること（その際、 申請書内には別紙参照など、別紙があることを明記すること）。
※期間満了日 _____	

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項の規定に基づき、II の数量及び単位を 割り当てる ・ 割り当てない ・ 次の条件を付して割り当てる

※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定
上記「I 申請の明細」欄中 1 2 の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号	
※延長後有効期間満了日 _____	
※承認番号 _____	_____
※有効期間満了日 _____	

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき 承認する ・ 承認しない ・ 次の条件を付して承認する

※条 件

経済産業大臣の記名押印（輸入割当て）

経済産業大臣又は税関長の記名押印（輸入の承認）

日 付 _____
資 格 _____
記名押印 _____

日 付 _____
資 格 _____
記名押印 _____

(裏面)

1 ※輸入承認状況（輸入割当て関係）

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量（金額）	未承認数量（金額）	経済産業省又は税関の記名押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通 関（輸入承認関係）

税関申告番号及び 申告年月日	商 品 名	送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認月日 及び税関押印

3 ※銀行等又は資金移動業者の記載欄（輸入承認関係）

送 金 年 月 日	金 額	銀行等又は資金移動業者確認印

注 （１）※印のある欄は、記入しないこと。

（２）「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。

（３）用紙の大きさは、A列４番とすること。

（４）記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。

輸 入 承 認 申 請 理 由 書

経済産業大臣 殿

申請者

記名押印又は署名

住所

申請年月日

電話番号

輸入貿易管理令第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

1. 輸出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel：Fax： E-mail：	3. 通告内容：（通告番号：） A(i)1 回の移動：☐ (ii)複数回の移動：☐ B(i)処分：☐ (ii)回収：☐ C. 事前承認が与えられている回収施設 あり☐ なし☐	
2. 輸入者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel：Fax： E-mail：	4. 予定総移動回数：	
	5. 予定総移動量： KG（キログラム）： 立方メートル：	
	6. 予定運搬期間： 移動開始日：移動完了日：	
8. 予定されている全ての運搬者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel：Fax： E-mail： 運搬手段：	7. 全てのこん包の形態： 特別な取扱の指示あり： ☐ なし： ☐ ＊詳細については、資料を提出すること。	
	11. 全ての処分又は回収作業 分類記号 D／分類記号 R： 適用技術： 輸入の理由：	
	12. 特定有害廃棄物等の名称及び組成：	
9. 全ての特定有害廃棄物等の発生者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel：Fax： E-mail： 発生場所： 発生過程：	13. 物理的特性： ＊詳細については、資料を添付すること。	
	14. 廃棄物の同定 (i)バーゼル条約附属書Ⅷ（又は該当する場合Ⅸ）： (ii)OECD 分類記号（(i)に該当しない場合）： (iii)EC 廃棄物一覧： (iv)輸出国の法規による分類記号： (v)輸入国の法規による分類記号： (vi)その他（明細を記述すること）： (vii)Y 番号： (viii)H 番号： (ix)国際連合分類区分： (x)国際連合番号： (xi)国際連合品名： (xii)輸入統計品目番号（HS コード）：	
10. 処分施設：☐ 又は回収施設：☐ 施設名： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel：Fax： E-mail： 実際の処分又は回収の場所（上記内容と異なる場合）：		
15. 関係国		
輸出国(船積地)	通過国	輸入国（入港予定地）

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

2. 「記載事項」は、別添の「輸入承認申請理由書の記入上の注意」及び「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照して記入下さい。

輸入承認申請理由書の記入上の注意

<各欄への記入上の具体的注意事項>

(第1、2、8欄)

輸出者、輸入者及び予定されているすべての運搬者について、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称、住所又は所在地
- ・連絡責任者氏名、電話番号(Tel)、ファクシミリ番号(Fax)、及び電子メールアドレス(E-mail)

(第3欄)

通告番号欄には、輸出国の通告番号を記入すること。

A 輸出国の通告は、(i) 1回の移動を対象としているか、又は(ii) 複数回の移動(包括的な通告)を対象としているか、

B 処分作業の種類には、(i) 処分(非回収)作業、(ii) 回収作業のいずれに該当するか、

C 回収施設は、事前承認が与えられている施設か、

について該当欄に「×」印を記入すること。

(第4欄)

1回の移動の場合には「1」と記入すること。

複数回の移動(包括的な通告)の場合には、総移動回数を記入すること(例…総移動回数が6回の場合は、「6」と記入する)。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の重量及び体積を記入すること(輸入統計品目表に掲げる該当品目の数量単位で記入する。)。

(第6欄)

1回の移動の予定日、又は複数回の移動の場合は最初と最後の移動の完了日を記入すること。

(第7欄)

「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

事故の場合の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「あり」の場合には、その具体的内容(例…こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと)について資料を添付すること。

(第8欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「別添資料参照」と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

また、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当する運搬手段のコード番号を記入すること。

(第9欄)

特定有害廃棄物等の発生者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が特定有害廃棄物等の発生者である場合は、「第1欄に同じ」と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の発生者が複数である場合には、「別添資料参照」と記入し、各発生者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第10欄)

あてはまる施設の種類（処分施設か回収施設か）の該当欄に「×」印を記入すること。

処分又は回収施設が輸入者である場合には、「第2欄に同じ」と記入すること。

また、処分又は回収の場所が施設の所在地と異なる場合は、実際の場所についての情報を記載すること。

(第11欄)

「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当するコードを記入すること。

特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術（工程、方法）を記入すること。

また、輸入の理由についても記載すること。

(第12欄)

特定有害廃棄物等の一般的に知られている名称、及び有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

(第13欄)

特定有害廃棄物等の「物理的特性」を、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当する番号を記入すること。「その他」の場合には、その物理的状态を具体的に記入すること。

(第14欄)

(i) バーゼル条約附属書Ⅷに記載された分類記号を記入すること。

(ii) OECD決定（注）附属書3及び4の第Ⅱ部に記載された分類記号を記入すること。

(vii) バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅰに掲げるY番号のうち該当するものを記入すること。

(viii) バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応するH番号を記入すること。

(xii) 輸入統計品目番号（HSコード）を記入すること。

上記以外の欄については、記載が可能な場合は記入すること。

(第15欄)

関係国（輸出国、通過国及び輸入国）の国・地域名（領有地等の領有地名等）、入国及び出国の地点を記入すること。

（注）「OECD決定」とは、経済協力開発機構の「回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」（1992年3月30日）を指す。

通告書で使用する略語及び分類記号一覧

処分作業（第 11 欄）

- D1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
- D2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
- D3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
- D4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること）
- D5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること）
- D6 海洋を除く水域への放出
- D7 海洋への放出（海底下への挿入を含む）
- D8 この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿）
- D10 陸上における焼却
- D11 海洋における焼却
- D12 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること）
- D13 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D14 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
- D15 この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業（第 11 欄）

- R1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（バーゼル条約及び OECD 決定）－主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（EU）
- R2 溶剤の回収利用又は再生
- R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 酸又は塩基の再生
- R7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 触媒からの成分の回収
- R9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R11 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

こん包の形態（第 7 欄）

- 1. ドラム缶
- 2. 木樽
- 3. ジェリー缶
- 4. 箱
- 5. 袋
- 6. 混合こん包
- 7. 圧縮容器
- 8. ばら積み
- 9. その他（明細を記入すること）

H 番号及び国際連合分類区分（第 14 欄）

国際連合 分類区分	H 番号	特性
1	H1	爆発性
3	H3	引火性の液体
4.1	H4.1	可燃性の固体
4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
5.1	H5.1	酸化性

前ページからの続き

運搬手段（第 8 欄） R=道路 T=鉄道 S=海路 A=空路 W=内水航路	5.2	H5.2	有機過酸化物
	6.1	H6.1	毒性（急性）
	6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質
	8	H8	腐食性
	9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
	9	H11	毒性（遅発性又は慢性）
物理的特性（第 13 欄） 1. 粉状又は粉 2. 固形物 3. 高粘着性又は糊状 4. 泥状 5. 液状 6. ガス状 7. その他（明細を記入すること）	9	H12	生態毒性
	9	H13	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物

詳細に関して、特に廃棄物の同定（第 14 欄）に関連するバーゼル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。

サンプル

作成枚数
原本：1通

注意点

- ①代表者の押印を忘れないこと。
②申請書に記入しきれない場合は、詳細は別紙に記入すること（その際、申請書内には別紙参照など、別紙があることを記入すること）。

経済産業大臣 殿

申請者 ○○○○株式会社

記名押印又は署名 代表取締役社長 ○○ ○○

住所 東京都○○区○○○1-2-3

印

申請年月日 ○年○月○日

電話番号 03-XXXX-XXXX

輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

1. 輸出者 氏名又は名称：XXX(Thailand)Co.,Ltd. 住所又は所在地：XXX, Bangkok 1234, Thailand 連絡責任者氏名：Mr. XXXX Tel：+66-XX-XXX-XXX Fax：+66-XX-XXX-XXX E-mail XXX@XXX	3. 通告内容： （通 該当する欄にチェック（例は包括的なケース）） A (i) 1回の移動： ☐ (ii) 複数回の移動： ☒ B (i) 処分： ☐ (ii) 回収 ☒ C. 事前承認が与えられている回収施設 あり ☐ なし ☒
2. 輸入者 氏名又は名称：○○○○株式会社 住所又は所在地：東京都○○区○○○1-2-3 連絡責任者氏名：○○ ○○ Tel：03-XXXX-XXXX Fax：03-YYYY-YYYY E-mail XXX@XXX 国内での移動開始が予定されている日付	4. 予定総移動回数： 6 5. 予定総移動量： KG（キログラム）：XXX kg 立方メートル：XXX m ³ 国境を越える移動の終了が予定されている日付 6. 予定運搬期間 移動開始日：20XX年XX月XX日 移動完了日：20XX年XX月XX日 通告書で使用する略語及び分類記号一覧参照
8. 予定されている全ての運搬者 氏名又は名称：△△△△△ 住所又は所在地：△△ △△△ △△ 連絡責任者氏名：Mr. △△△△ Tel：XXX-XXX-XXXXX Fax：XXX-XXX-XXXXX E-mail XXX@XXX 運搬手段：R-S-R 通告書で使用する略語及び分類記号一覧参照	7. 全てのこの包の形態 5 特別な取扱の指示 あり： ☐ なし： ☐ *詳細については、資料を提出すること。 1 1. 全ての処分又は回収作業 分類記号D/分類記号R：R 4 適用技術：湿式製錬 輸入の理由：金属回収 通告書で使用する略語及び分類記号一覧参照 1 2. 特定有害廃棄物等の名称及び組成： 電子スクラップ（鉛含有） 通告書で使用する略語及び分類記号一覧参照 1 3. 物理的特性： 2（固形物） *詳細については、資料を添付すること。 1 4. 廃棄物の同定 (i) パーゼル条約附属書Ⅷ（又は該当する場合Ⅸ）：A 1 1 8 0 (ii) OECD分類記号（(i)に該当しない場合）： (iii) EC廃棄物一覧： (iv) 輸出国の法規による分類記号： (v) 輸入国の法規による分類記号： (vi) その他（明細を記述する） (vii) Y番号：Y 3 1 (viii) H番号：H 1 1 (ix) 国際連合分類区分：9 (x) 国際連合番号： (xi) 国際連合品名： (xii) 輸入統計品目番号（HSコード）XXXXXX 通告書で使用する略語及び分類記号一覧参照
9. 全ての特定有害廃棄物等の発生者 氏名又は名称：XXX 住所又は所在地：XXX 連絡責任者氏名：XXX Tel：XX-XX-XXXXX Fax：XX-XX-XXXXX E-mail XXX@XXX 発生場所：同敷地内工場 発生過程：別添資料発生工程図参照 処分又は回収施設が輸入者である場合は、「第2欄に同じ」と記入	1 0. 処分施設： 回収施設 ☐ 施設名：○○○○株式会社○○工場 住所又は所在地：○○県○○市○○ 連絡責任者氏名：○○工場○○課 ○○ ○○ Tel：XXX-XXX-XXXXX Fax：XXX-XXX-XXXXX E-mail XXX@XXX 実際の処分又は回収の場所（上記内容と異なる場合）： 1 5. 関係国 輸出国（船積地） 通過国 輸入国（入港予定地） タイ, MOI, バンコク港 なし 日本, MOE, ○○港

(注)1用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2「記載事項」は、別添の「輸入承認申請理由書の記入上の注意」及び「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照して記入下さい

参考 6-3：特別有効期間設定依頼書（様式）

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者（氏名又は名称）

印

（住 所）

担当者（所属部署名）

（氏 名）

（電話番号）

特別有効期間設定申請書

当該貨物は、契約が包括的で移動回数も複数回にわたるため、承認時から〇ヶ月まで特別有効期間の設定をお願い致します。

1. 輸出国：
2. 輸出者名：
3. 貨物の概要（商品名、型及び等級）：
4. 数量